

令和3年4月28日
薬事衛生課長
表 賢二
外線 225-1440
内線 4 1 5 0

令和3年度不正大麻・けし撲滅運動について

大麻及び麻薬の原料となるけしは、大麻取締法、あへん法等により厳しい規制の対象とされており、不正栽培の防止及び自生の大麻・けしを一掃することは、事犯予防の見地からも重要な意味をもっている。

このため、厚生労働省及び都道府県では、昭和35年から大麻・けしに関する正しい知識の普及及び不正大麻・けしの発見、除去を図るため「不正大麻・けし撲滅運動」を関係機関の協力を得て実施している。

本県においても、例年期間を定めて、不正大麻・けしの撲滅に努めており、本年度においても、新型コロナ感染症の感染防止に留意しながら、標記の運動を別紙要綱に基づき、実施することとしている。

記

- 1 実施期間 令和3年5月1日（土）～6月30日（水）
- 2 実施概要 運動期間中、関係機関の協力を得て県内の不正大麻・けし撲滅に係る監視パトロールを実施するとともに、本運動の趣旨の徹底を図り、不正大麻・けしの発見、除去に努める。

（参考）

1 石川県における近年の不正大麻・けしの発見、除去状況

(1) 大麻については、過去10年間発見なし

(2) けし

年度	H28	H29	H30	R1	R2
件数	4件	1件	6件	5件	21件
本数	270本	67本	2,221本	1,059本	1,478本

2 全国・北陸3県の不正大麻・けしの発見状況

年度		H29	H30	R1
全国	大麻	932,661本	726,933本	610,596本
	けし	667,281本	607,913本	852,148本
	計	1,599,942本	1,334,906本	1,462,744本
北陸3県	大麻	0本	0本	0本
	けし	4,240本	4,722本	9,766本
	計	4,240本	4,722本	9,766本

3 運動期間終了後、不正大麻・けし発見状況について資料提供予定

（添付書類）令和3年度不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

大麻・けしの見分け方（リーフレット）

令和3年度不正大麻・けし撲滅運動実施要綱

第1 目的

大麻・けしに係る事犯の発生は、関係機関の努力にもかかわらず依然として後を絶たない現状にあり、不正栽培事犯の発見に努めるとともに、自生する大麻・けしを一掃することが重要である。この運動を通じ、大麻・けしの発見及び除去を実施するとともに、広く一般に対して大麻・けしに関する正しい知識の普及を図ることを目的とする。

第2 名称

令和3年度不正大麻・けし撲滅運動

第3 実施期間

令和3年5月1日（土）から6月30日（水）まで

第4 実施機関

主催 厚生労働省、石川県

協賛 石川県薬物乱用対策推進本部

第5 実施事項

(1) 広報機関等による啓発宣伝

各団体の広報組織を活用するとともに、報道機関に協力を求め、この運動の趣旨の普及徹底を図る。

(2) 児童・生徒に対する啓発指導

教育委員会の協力を得て、小中学校の児童・生徒に対し、学校薬剤師等を通じたポスターの掲示や関係情報を掲載した厚生労働省のホームページによりこの運動の趣旨を普及する。

(3) 各種団体による啓発活動

今般の新型コロナウイルス感染症の発生状況を鑑み、ポスターの掲示、啓発資材の配布、厚生労働省のホームページに掲載された情報を有効活用すること等により大麻・けしについての正しい知識を普及し、更に不正大麻・けしを発見した場合には、石川県健康福祉部薬事衛生課、保健福祉センター又は警察署に通報するよう本運動の趣旨の徹底を図る。

(4) 不正大麻・けしの発見除去等

石川県健康福祉部薬事衛生課及び保健福祉センターは、関係機関と緊密な連携を保ち、不正に栽培されている大麻・けし及び自生する大麻・けしの発見に努め、これを発見したとき、又は一般から通報があったときには、速やかにこれを除去する等所要の措置を講ずる。